東北町空家等対策計画

平成31年3月

青森県東北町

目 次

第	1	章	計画	町策定の目的と位置付け	
	1	計	画第	策定の目的	1
	2	計	画の	D位置づけ	2
	3	計	画σ	D期間	3
第	2	章	囲 了 <i>0</i>	D現状と空家等の状況	
	1	当	町の	の人口・世帯数の推移	4
	2	空	家等	等の状況	5
第	3	章	空家	家等対策に関する基本方針	
	1	基	本力	5 針	7
	2	対	象と	- する地区	8
	3	対	象と	こする空家等の種類	9
	4	空	家等	等の調査	9
第	4	章	空家	家等対策の実施内容	
	1	発	生予	予防	11
	2	適	正管	管理の促進(所有者等による空家等の適切な管理の促進)	12
	3	利	活用	月促進(空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進)	13
	4	危	険な	は空家等の抑制・解消(除却)及び特定空家等への措置	
		(‡	寺定	空家等に関する措置その他の特定空家等への対処)	14
第	5	章	空家	家等対策の実施体制等	
	1	空	家等	ទに関する対策の実施体制	19
	2	住	民等	等からの空家等に関する相談の対応	20

資料編

資料 1 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律127号)

第1章 計画策定の目的と位置付け

1 計画策定の目的

東北町では、少子高齢化に伴い人口減少が進行し、社会的ニーズの変化による核 家族化や産業構造の変化による次世代の人口流失等により、ひとり暮らし世帯が増 加し、長期間にわたり使用されていない空家が増加しています。

全国においても、空家は増加傾向にあり、総務省の住宅・土地統計調査(5年毎)によると、平成25年10月1日現在における全国の総住宅数は6,063万戸、うち空家は820万戸で、平成20年から63万戸増加し、空家率13.5%となっており、今後も利活用が進まなければ、ますます増加するものと想定されています。

空家の中には、適切な管理が行われていないために、安全性の低下・公衆衛生の 悪化・景観の阻害等、多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。今後の空家数の増加により一層深刻化することが 懸念されています。

空家は所有者の財産であることから、本来は自己責任において解決することが前提となっていますが、「所有者の経済性」・「所有者が遠方に居住している」・「相続されていない」などの状況から、当事者に一任するだけでは空家の問題は解決しにくい側面があります。

このような状況から、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的として、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)」が公布されました。

法施行により具体的には、倒壊のおそれなど周囲に悪影響を及ぼしている空家等を特定空家等として認定し、その空家等の所有者等に対し、市町村が撤去や修繕について助言又は指導・勧告・命令・代執行を行うことができるようになりました。

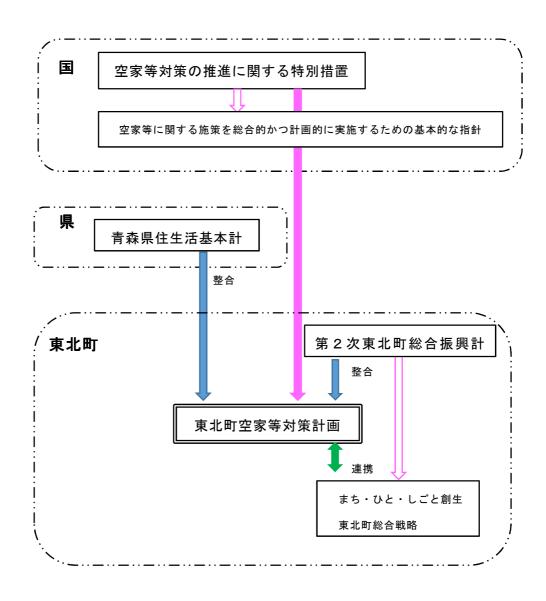
また、命令違反者に対する罰則も可能となりました。さらに、空家等に関する施 策を総合的かつ計画的に推進すべく、空家等対策計画に関することや、計画策定や 施策実施に関する協議会の組織についても規定されています。

以上のことから、当町では、法第6条第1項に基づき、町内の空家解消に向けた 取組みを総合的かつ計画的に実施することにより、活力ある地域づくりを促進することを目的として、東北町空家等対策計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は法第6条第1項に基づき、国が定めた基本指針に則して空家等対策を効果的かつ効率的に推進するために、当町の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するために定めるものであり、当町の空家等対策の基礎となるものです。

なお、本計画は、当町の上位計画である「第2次東北町総合振興計画」の下に位置づけるとともに、「まち・ひと・しごと創生東北町総合戦略」などの関連計画と連携を図りながら進めることとします。



3 計画の期間

本計画は、「第2次東北町町総合振興計画」(平成28年度~平成37年度)と整合を図るため、平成31年度から平成37年度までの8年間を計画期間とします。

なお、今後の国の空家等対策の動向、社会情勢の変化、事業の進捗状況等に応じ 適宜内容の見直しを行うものとします。

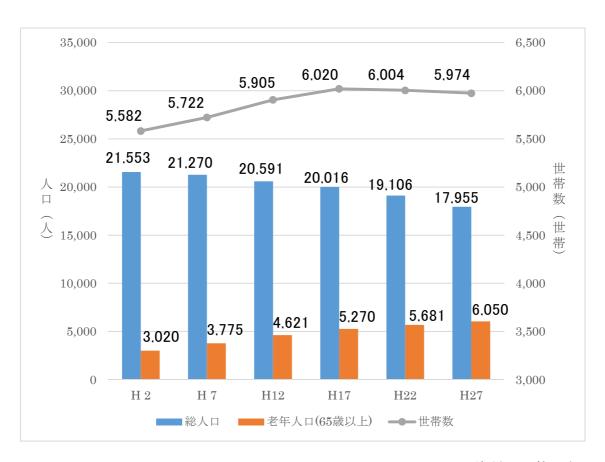
計画期間	H 28		H 30	H31	H 32		H37
第2次東北町総合振興計画				10 年			
Size Saskare , March 1970 Salt 197				- 10 +			
空家等対策計画					8 年		
		1				1 1	

第2章 町の現状と空家等の状況

1 当町の人口・世帯数の推移

当町の総人口は、一貫して減少傾向で推移しており、平成2年から平成27年までの15年間で約3,600 人減少しています。また、65歳以上の高齢者人口は増加し続けており、平成27年の高齢化率は33.7%となっており、当町においても少子高齢化が進行しています。

一方、総世帯数は平成17年までは増加を続けていましたが、その後は減少に転じています。こうした人口減少や高齢者の増加、世帯数の減少に伴って、当町の空家等は今後も増加していくことが予想されます。



資料 国勢調査

2 空家等の状況

(1)青森県の状況

総務省統計局が5年毎に実施している「住宅・土地統計調査」によると、全国の傾向と同様、青森県についても空家数、空家率ともに増加傾向で推移しています。

平成25年の県内の空家数は約8.1万戸、空家率は13.8%(全国平均13.5%)となっています。



出典:総務省統計局(平成25年住宅・土地統計調査)

※空き家数及び空き家率は、別荘等の二次的住宅や賃貸・売却用の住宅を含む

(2)当町の状況

当町では、平成29 年度に町内全域を対象として空家等実態調査を実施し、町内の空家等は678 戸確認されました。

地区 (消防団分団地区)	件数	地区 (消防団分団地区)	件数
新館	21	乙供	137
大 浦	18	甲地	41
徳万才	19	千 曳	70
上 野	22	水喰	26
旭 町	166	保戸沢	22
新山	12	舟ヶ沢	2
小川原	36	淋代	28
大 洞	4		
才市田	18		
虫 神	36	小計	326
小計	352	総計	678

空家等実態調査の結果、本町の空家等は678戸確認され、空家率は9.36%となります。

第3章 空家等対策に関する基本方針

1 基本方針

空家等が発生し、放置される要因やそこから生じる課題は一つに特定できるものではなく、居住中から除却後の跡地利用までの各段階にわたっています。そのため、空家対策を実施していくためには、それぞれの段階に応じた効果的な対策が必要であることから、その方向性を示し、国の支援制度の活用も含め、各種対策を検討・実施していきます。

(1)発生予防

空家等がもたらす問題・地域社会への影響等、空家等に係る問題意識を醸成し、新たな空家等の発生を予防するとともに、所有者自身によって適切な対応をしてもらえるよう、空家等となる前から、所有者等の責務、相続の必要性や空き家等となった後の適正管理・利活用・処分等について啓発します。

(2) 適正管理の促進

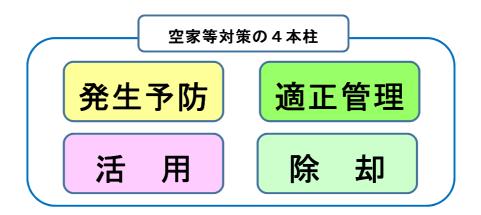
空家等の管理は第一義的には所有者の責務において行われるべきことであることを前提に、所有者に対する啓発や適正管理を促進し、管理不全な空家等の解消及び発生の予防を目指します。

(3)利活用促進

利用可能な空家等を有効な地域の資源と捉え、市場流通や活用促進を図ることにより、地域の活性化やまちの魅力向上を目指します。

(4)危険な空家等の抑制・解消(除却)及び特定空家等への措置

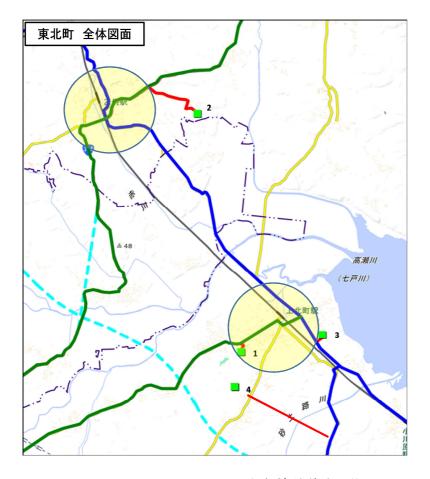
地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対しては、法に 基づく措置や、法的根拠に基づいた実効性のある対応を図り、安全・安心な 生活環境の保全のため、危険な空き家等の抑制・解消(除却)を目指します。



2 対象とする地区

空家等実態調査の結果、当町の空家等は上北駅、乙供駅周辺や主要な幹線道路を中心に町内全域に広く分布しており、その状態や程度は様々であることが確認されました。また、少子・高齢化の進行に伴い、現在空家等が少ない地域においても、将来的に空家等が増加することが懸念されることから、本計画における空家等対策を実施する対象地区は町内全域とします。

なお、地震などが発生した際の空家等の倒壊による緊急輸送道路や避難路の閉塞 を防ぐため、防災上の確保の観点から、緊急輸送道路の沿道周辺を重点対象地区と 定め、空家等対策を重点的に推進します。





緊急輸送道路の位置

区 分	対象道路
第1次緊急輸送道路	県道8号線、県道211号線
第2次緊急輸送道路	国道394号線
	県道121号線
	県道165号線

3 対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等は、法第2条第1項に定められている「空家等」とします。

なお、空家等のうち、「特定空家等」に指定された空家等については、地域の安全 と快適な生活環境を早期に確保する必要があることから、危険度や緊急度、地域の 要望等に応じて優先的に対策を進めていくこととします。

※「空家等」(法第2条第1項)

「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

※「特定空家等」(法第2条第2項)

「特定空家等」とは、以下の状態にあると認められる「空家等」をいう。

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である 状態

4 空家等の調査

町内の空家等の状況を把握するため、平成29年度に空家等の所在等に関する実態 調査を実施しました。

調査結果はデータベース化と住宅地図に転記し、最新の情報に保つため、適宜、 調査や情報収集し更新します。

①定期的な調査

毎年、町会へ照会し、必要に応じて実態調査を行い、データベースを更新 します。

②日常的な調査

町民等からの連絡や、職員のパトロール等により管理不全な状態の建物等を発見した場合は、必要に応じて実態調査を行い、データベースを更新します。

(1)実態調査の方法

実態調査は空家等の所在、管理不全空家等や利活用可能な空家等の状況、近隣への影響等について把握することを目的とし、調査員が現地にて外観目視により 実施します。

(2)主な調査項目

主な調査項目	調査内容
■建物の基本情報	建物の用途種別や構造、建築年月日等を確認
■空き家等判定	生活感、郵便物、電気メーター、近隣住民からの情報
	等を参考に、空き家等かどうかの判断
■建物の状態	・窓の割れ、建物の傾斜、屋根や外壁の剥がれや傷み
	の状況等について調査
	・建物の近隣への影響及び緊急性について調査
■敷地の状態	・門扉、可燃物、ゴミ、草木繁茂、悪臭、動物・
	害虫、落雪の有無等について調査
	・上記が近隣に影響を及ぼす可能性について調査
■総合判定	建物の状態及び敷地の状態に基づく総合評価(A~F)

(3)空家等の所有者の特定

今後、利活用や適正管理等に関して対策を実施する際や、所有者の意向を確認 する際には、空家等の所有者を特定する必要があります。そのため、実態調査 で把握した空家等について、所有者の所在、氏名、連絡先等について調査しま す。

なお、所有者の特定にあたっては、固定資産課税台帳の情報や、登記情報、住 民票情報等により行います。

第4章 空家等対策の実施内容

空家等対策に関する基本方針に基づき、以下の取り組みを実施します。

1 発生予防

(1)所有者等への意識の醸成と啓発

空家等がもたらす問題・地域社会への影響、所有者等の責務について、町民 に認識してもらうため、空家問題に関するパンフレットの配布や広報等により 情報発信します。

(2)相続登記の推進

空家等の利活用が進まない、適正に管理がされていないなどの要因のひとつとして、相続登記がなされずに相続人や管理者が不在、不明となっていることがあげられます。このような状態を予防するため、司法書士会等の専門家団体と連携した相続に関する相談会の開催の検討やパンフレットの配布や広報等により情報発信します。

(3) 新規空家等の早期発見・早期対策

町内会等への照会により、定期的に情報提供が得られる仕組みを構築し、新た に空家等となったとの情報が得られた場合、また、転居や入居者の死亡により 窓口にて届け出がされる際は、建物の利用状況・相続人等の確認を行います。

確認の結果、空き家となる場合は、データベースへ記載するとともに、所有者・ 相続人等へ相談先や各種支援制度、空き家バンク、適正管理等に関するパンフ レットの配布等により情報提供します。

(4) 空家等予備軍の把握・予防措置

町内会などへの照会により、単身高齢者世帯等、将来的に空家等となる可能性の高い建物について情報収集します。照会の結果、空家等となる可能性の高い建物については、データベースへ記載するとともに、所有者等へ、相談先や各種支援制度、空き家バンク、適正管理等に関するパンフレットの配布等により情報提供します。

【取組メニュー】

(1)	空家問題に関して、パンフレット・広報による情報発信				
(2)	相続に関する相談会の開催				
	相続に関して、パンフレット・広報による情報発信				
(3)	町内会との連携による空家等の早期発見体制構築				
	空家等対策に関して、パンフレットの配布等による情報提供				
(4)	町内会との連携による空家等予備軍の把握				
	空家等対策に関して、パンフレットの配布等による情報提供				

2 適正管理の促進(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

(1)所有者等への意識の醸成と啓発

空家等の管理は、所有者等が自らの責任において行うことを原則とし、所有者等による適切な管理について啓発するため、空家等の適正管理に関するパンフレットの配布や広報等により情報発信を行います。

(2) 空家等管理サービスの利用促進・見回り体制の構築

空家等が適正に管理されずに放置される原因のひとつとして、空家等の所有者 等が遠方に居住していることや、高齢のため自ら管理することが困難であること などが多く見受けられます。このような場合であっても空家等が適正に管理され るよう、民間等の空家等管理サービスについてパンフレットの配布や広報等によ り情報発信します。

また、町の制度や人材を活用した低廉な管理サービスや地域協働による空家等の見回り体制の構築をします。

(3) 町外居住者に対する空家等の適正管理に関する周知

空家等の適正管理に関して、町の広報やホームページによる情報発信だけでは 町外に居住している空家等の所有者等に対して十分な周知を図ることができな いため、固定資産税の納税者や納税管理人に通知される固定資産税納税通知書 に空家等の適正管理に関する文書を同封し、適正管理を促します。

【取組メニュー】

(1)	空家等対策に関して、パンフレット・広報による情報発信			
(2)	空家等管理サービス関して、パンフレット・広報による情報発信			
	空家等の見回り体制の構築			
(3)	空家等の所有者等への固定資産税納税通知書に空家等の適正管理に関す			
	る文書を同封			

3 利活用促進(空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進)

(1)空き家情報登録制度「空き家バンク」の利用促進

空家等の有効活用を通して当町への移住及び定住を促進し、人口減少の抑制と地域の活性化を図るため、東北町空き家情報登録制度「空き家バンク」を開設しています。

開設した空き家バンクについては活用を促進するため、町のホームページや庁 内の窓口で情報発信を行うほか、移住・交流イベント等で紹介します。

(2) 空家等利活用事例等の収集

住民が利活用や除却に対し取り組みやすくするため、空家等の利活用事例等 を収集し、空き家バンクへの掲載やパンフレットの配布等により情報発信しま す。

(3) リフォーム支援や耐震改修補助等の検討

国や県、金融機関などの支援制度を活用し、空き家等の利活用に向けた住宅の リフォームや耐震改修などの取り組みを推進します。

また、空家等を活用した起業支援、新規就農者支援等について、関係省庁の支援制度を含めて検討します。

(4) 空家等の利活用に係る税制優遇措置の周知

国では相続した家屋が空き家となったまま長期間放置されることを抑制する ための特例措置として、空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除を設けていま す。本制度に関するパンフレットの配布や広報等により情報発信します。

※被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し後の土地を相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合に、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円の特別控除を受けることができるものです。

【取組メニュー】

(1)	空き家バンクの利用促進			
	空き家バンクをホームページ・窓口・移住交流イベントで情報発信			
(2)	空家等の利活用事例に関して、パンフレットの配布等による情報発信			
(3)	空家等の利活用促進のための支援制度を検討			
(4)	空家等の新たな利活用策の検討			
	空家等の利活用に係る税制優遇措置に関してパンフレット・広報による			
	情報発信			

4 危険な空家等の抑制・解消(除却)及び特定空家等への措置(特定空家等に関する 措置その他の特定空家等への対処)

特定空家等についても、「適正な管理」と同様に空家等の所有者等が自己の責任において自主的に問題の改善及び解決を図ることを基本原則とした上で、町民の良好な生活環境と安全・安心な暮らしを守るため、特定空家等に認定された空家等の所有者等に対して、管理不全な状態の改善を図るために必要な措置をとるよう「助言・指導」・「勧告」・「命令」・「代執行」等の行政措置を行い、問題の早期解決に努めます。

なお、特定空家等の判断基準及び特定空家等に対する措置に関する行政手続きについては、法第14条の各項に定められた内容に基づくと共に「「特定空家等に対する措置」 に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」を踏まえて進めます。

(1)特定空家等の認定

特定空家等の認定に際しては、当該空家等に関する周辺への影響、所有者等の 状況、立入調査結果等の状況等を踏まえ、地域住民の生命、身体、財産、生活環 境等に重大な影響を及ぼすおそれがある空家等について、東北町空家等対策検討 委員会で協議し、町長が認定します。

(2)法に基づく措置

特定空家等に認定された空家等については、法に基づき、空家等の所有者等 に対して法的な措置を講じます。

(A)助言又は指導(法第14条第1項)

当該空家等の所有者等に対して、管理不全な状態を改善する措置を講ずるよう、口頭または書面で「助言又は指導」します。

(B) 勧告(法第14条第2項)

助言・指導が行われたにも関わらず、なお当該空家等の状態が改善されないと認められるときには、猶予期限をつけて、所有者等に対して管理不全な 状態を改善する措置を講ずるよう「勧告」します。

(C) 命令(法第14条第3項)

勧告を受けたにも関わらず、正当な理由がなくその勧告に係る措置がと られなかった場合は、猶予期限をつけて、所有者等に対して管理不全な状態 を改善する措置を講ずるよう「命令」します。

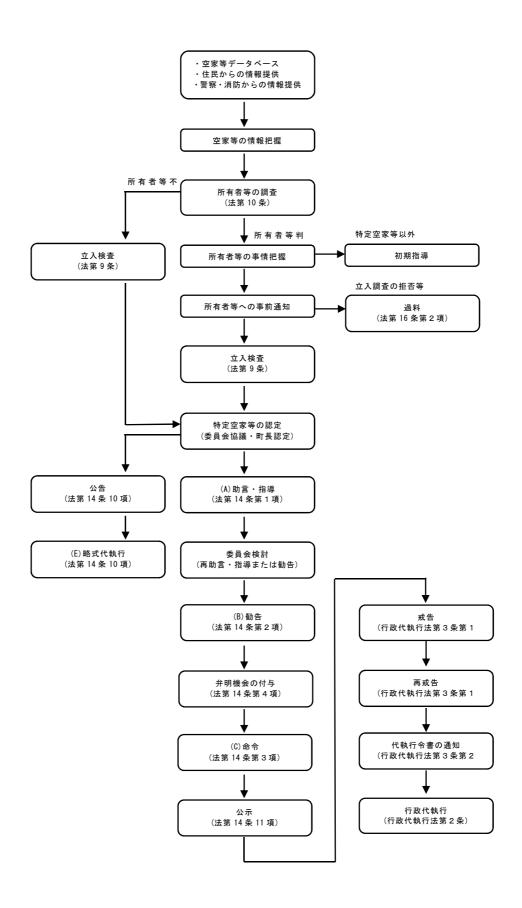
(D) 代執行(法第14条第9項)※所有者等を確知できる場合

命令を受けたにも関わらず、その命令に係る措置が講じられない場合、措置を講じたとしても十分でない場合、措置を講じても期限までに完了する見込みがないときには、行政代執行法の定めるところに従い、代執行を行います。代執行に要した費用は、町が所有者等から徴収します。(行政代執行法第5条)

(E)略式代執行(法第14条第10項)※所有者等を確知できない場合

過失がなくて命令が行われるべき所有者等を確知できない場合は、略式代 執行を行います。

※ただし、代執行等については、費用回収が困難であり、自ら除却する人と の公平性の確保等の課題もあることから、緊急性や公益性等を十分考慮しつ つ対応します。



(3)その他の関係法令による対応

適切な管理が行われていない空家等に対しては、法に基づいて対応する他、関連法令を法的根拠として状況の改善にあたります。

(A) 災害対策基本法【応急公費負担等(第64条)】

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合であり、かつ、応急措置を実施するため緊急の必要があると市町村長が認めた場合、災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができる。

(B)消防法【第3条】

- ①火災の予防上危険な場合等について、改修・移転・除去等を命令できる。
- ②措置を講じないとき等は代執行できる。

(C) 道路法【沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務(第44条)】

交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる沿道区域内の工作物等に対し、 危険を防止するため必要な措置を命令できる。措置を講じないときは代執行で きる。

(D)建築基準法【違反建築物に対する措置(第9条)・

保安上危険な建築物等に対する措置(第10条)】

- ①違反建築物については、除却・移転・改築・使用禁止・使用制限等を命令で きる。【法第9条第1項】
- ②劇場・映画館等の特殊建築物や一定規模以上の事務所等であって、放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある既存不適格建築物等について、除却・移転・改築・使用禁止・使用制限等を勧告できる。勧告に従わない場合は命令できる。【法第10条第1項・2項】
- ③著しく保安上危険であり、または著しく有害な既存不適確建築物等については、用途・規模によらず、除却・移転・改築・使用禁止・使用制限等を命令できる。【法第10条第3項】
- ④上記違反建築物、既存不適確建築物いずれも、措置を講じないときは代執行できる。(法第9条第12項、法第10条第4項)

(4)危険な空家等の所有者等への働きかけ

周辺への影響が大きい危険な空家等については、所有者自らによる改善や除却を促すため、町内会と連携し、訪問や電話等による働きかけを行います。

(5)空家等の除却への支援

利活用が困難な危険な空家等や、特定空家等の所有者で経済的に困窮している者に対し、速やかな除却を促すための支援を検討します。

【取組メニュー】

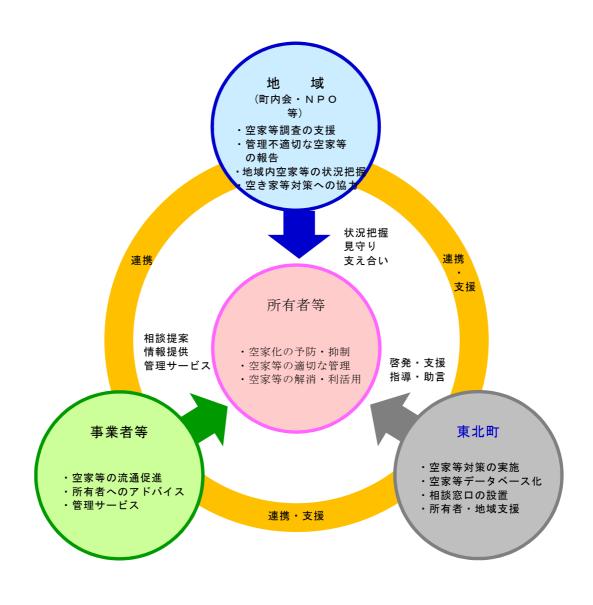
(1)	特定空家等の認定			
(2)	法に基づく措置(助言・指導、勧告、命令、代執行、略式代執行)			
(3)	関係法令による対応			
	(条例・災害対策基本法・消防法・道路法・建築基準法)			
(4)	危険な空家等の所有者等への改善・除却に係る訪問や電話等による働き			
	かけ			
(5)	利活用が困難な危険な空家等や、特定空家等の除却支援の検討			

第5章 空家等対策の実施体制等

1 空家等に関する対策の実施体制

空家等の問題は今や個人の問題だけでなく、地域社会の問題でもあるため、空家等対策は、所有者等をはじめ、庁内関係部局だけでなく、地域住民や関係団体等との連携により、地域が一体となって多方面にわたり取り組む必要があります。

本計画を進めるにあたり、相談窓口の一元化などの庁内における体制構築に併せ、 町民や関係団体等と連携して空家等の発生予防・活用・適正管理・除却を支援する仕 組みを構築します。



(1) 庁内実施体制

空家等対策は地域のニーズを丁寧にくみ取ったうえで、関係する部局が分野 横断的に連携して取り組む必要があるため、庁内に「東北町空家等対策検討委 員会」を設置します。主管部局は「総務課」とします。

庁内組織	役 割
総務課	・空家等対策計画の策定・変更
(主幹部局)	・空家等対策検討委員会の運営
	・空家等の相談窓口
	・特定空家等に対する措置
	・防災対策
	・空家等に関するその他全般
	・防犯対策、警察との連携
建設課	・建築・住宅対策
	・道路・除雪対策
企画課	・空き家バンク、移住・定住対策
保健衛生課	・衛生上有害案件対策(ゴミ屋敷等)
福祉課	・高齢者・一人暮らし世帯の把握
町民課	・戸籍全部証明書等、相続人等の把握
税務課	・固定資産税、所有者等の把握
消防署	・災害対策
	• 緊急安全措置

(2) 東北町空家等対策検討委員会

空家等対策は関係する部局が分野横断的に連携して取り組む必要がある ため、庁内に「東北町空家等対策検討委員会」を設置します。

委員会では次の事項等を所掌します。

- ①特定空家等に該当するか否かの判定及び認定に関すること。
- ②特定空家等への措置に関すること。
- ③空家等の対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- ④その他空家等の対策に関すること。

2 住民等からの空家等に関する相談の対応

(1)庁内の相談体制

空家等の増加に伴い、空家等に関連する地域住民や所有者等からの相談が増えてきています。その内容は、危険空家に関する苦情、衛生、景観、防犯・防災面での相談、解体、建物や土地の利活用(賃貸・売買)、管理、税金、相続、補助制度に関するものなど多岐にわたっています。

地域住民等から寄せられた空家等に関する様々な相談は、まず初めに総務課で 受け付けます。寄せられた内容が複数の部署にまたがる場合は、相談内容に応じ て関係する部署と連携及び協力して対応します。

相談窓		電話番号	時 間
東北町役場	総務課	0176-56-3111(代表)	平日 8時15分~17時

(2)専門家団体との連携による相談体制

庁内で対応が困難なものについては、関係団体と連携し、専門的な相談(法律 相談・不動産に関する相談等)について解決を図ります。

関係団体	電話番号
■空き家相談全般	
青森県居住支援協議会(空き家相談員)	017-722-4086
■売買・賃貸に関する相談	
(公社)青森県宅地建物取引業協会	017 - 722 - 4086
(公社)全日本不動産協会青森県本部	017 — 775 — 3891
■リフォームに関する相談	
青森県リフォーム推進協議会(すまいアップアドバイザー)	017-773-2878
(一社)青森県建設業協会	017 — 722 — 7611
■解体に関する相談	
(一社)青森県解体工事業協会	017 - 729 - 2322
■法律(相続・抵当等)に関する相談	
青森地方法務局	017-776-6231
青森県弁護士会	017-777-7285
青森県司法書士会	017-776-8398
青森県行政書士会	017-742-1128
東北税理士会青森県支部連合会	017-773-6797
青森県土地家屋調査士会	017-722-3178
(公社)青森県不動産鑑定士協会	017 - 752 - 0840